

令和3年度 財務省政策評価書(案)について

1. 「政策の目標」の評価一覧	1
2. 令和2年度の評価より高くなった目標	2
3. 令和2年度の評価より低くなった目標	4
4. 令和2年度の評価を維持した目標	
(1) やむを得ない事情を勘案して「S 目標達成」評価とした目標	5
(2) 理由を付して「A 相当程度進展あり」評価とした目標	7
【参考1】 デジタル化の取組	8
【参考2】 評価基準 (評価マニュアル抜粋)	10

1. 「政策の目標」の評定一覧

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標 (総合目標)

財政
(総合目標1)

B (C)

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス(基礎的財政収支)黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制
(総合目標2)

A (A)

財政健全化目標達成に向け、歳入・歳入面において取り組む中で、人口減少・少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化の進展、経済のデジタル化等の経済社会の構造変化に対応して、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させる観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理
(総合目標3)

A (A)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム
(総合目標4)

A (A)

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組む、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済
(総合目標5)

A (A)

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営
(総合目標6)

B (B)

総合目標1から5の目標を追求しつつ、新型コロナウイルス感染症への対応と自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標 (政策目標)

健全な財政の確保
(政策目標1)

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進 B (B)
- 1-2 必要な歳入の確保 B (B)
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保 S (A)
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示 S (S)
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行 A (B)
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営 S (S)

適正かつ公平な課税の実現
(政策目標2)

- 2-1 経済の好循環を確実なものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実 S (S)
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理
(政策目標3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制 A (S)
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実 S (S)
- 3-3 庁舎及び宿舎を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実 S (S)
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理 S (S)

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持
(政策目標4)

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止 S (S)
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理 S (S)

貿易の秩序維持と健全な発展
(政策目標5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等 S (S)
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進 S (S)
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上 A (A)

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進
(政策目標6)

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保 S (S)
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進 S (S)
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進 S (S)

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保 A (A)
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営 S (S)
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理 S (S)
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保 S (S)
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 A (S)

※ 各目標の符号は、令和3年度の評定。()は令和2年度の評定。■は前年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

2. 令和2年度の評定より高くなった目標 ①

No.	目 標	評定結果		評定理由等
		2年度	3年度	
1	<p>【総合目標 1】 我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。</p>	C 目標に 向かって いない	B 進展が 大きく ない	<p>令和2年度においては、テーマ「総1-1 2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」について、新型コロナの影響もあり、我が国の財政状況が大幅に悪化したことなどから、評定が「c 目標に向かっていない」となり、総合目標の評定が「C 目標に向かっていない」となりました。</p> <p>令和3年度においては、新型コロナへの対応のため、大規模な補正予算を編成し、対策を行ったこともあり、足もとでは極めて厳しい財政状況が続いているものの、令和3年度末の国・地方のプライマリーバランス（対GDP比）は▲7.8%（令和2年度▲9.1%）と僅少ながら赤字幅の縮小が見込まれています。</p> <p>令和4年度予算については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に沿って社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるなど、歳出改革の取組を継続したところです。また、「新経済・財政再生計画 改革工程表2020」等に基づき改革を着実に実行し、社会保障制度の基盤強化を進めました。</p> <p>こうした中、中長期的には、成長と分配の好循環の実現等に向けた取組により力強い成長が実現し、骨太方針に基づく取組を継続した場合、国・地方を合わせたプライマリーバランスは2025年度に黒字化する姿が示されています。</p> <p>以上のとおり、令和3年度においては、財政健全化に向けた取組を実施し、2025年度のプライマリーバランスの黒字化等の目標に向かっていているものの、新型コロナ等の影響もあり、我が国の財政状況は極めて厳しい状況が続いているため、テーマ1-1の評定を「b 進展が大きくない」とし、総合目標1の評定は「B 進展が大きくない」としました。</p>

2. 令和2年度の評定より高くなった目標 ②

No.	目 標	評定結果		評定理由等
		2年度	3年度	
2	【政策目標1-3】 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	A 相当程度 進展あり	S 目標達成	<p>令和2年度においては、施策「政1-3-3 予算執行調査の実施」について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、一部調査の中止や遅れが生じたことから、「a 相当程度進展あり」とし、評定が「A 相当程度進展あり」となりました。</p> <p>令和3年度においては、施策「政1-3-3」について、調査の質の向上を図りつつ、予定していた全ての調査を着実に実施し、調査結果や予算への反映状況を速やかに公表したことから、評定を「s 目標達成」としました。これにより、全ての施策が「s 目標達成」となったため、政策目標1-3の評定を「S 目標達成」としました。</p>
3	【政策目標1-5】 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	B 進展が 大きく ない	A 相当程度 進展あり	<p>令和2年度は、施策「政1-5-1 地方の歳入面・歳出面の改革」について、地方の一般財源の総額について、実質的に前年度と同水準を確保したものの、令和2年度補正予算等において新型コロナ対応（地方創生臨時交付金の創設、増額等）を行い、財政に大きな負担をかける結果になったことから、「b 進展が大きくない」とし、評定が「B 進展が大きくない」となりました。</p> <p>令和3年度においては、施策「政1-5-1」について、地方の一般財源の総額について実質的に前年度と同水準としつつ、前年度発生した国と地方の折半により負担を行う地方の財源不足を解消し、臨時財政対策債の発行等を縮減しましたが、新型コロナウイルスの財政への影響を注視する必要があるとの事情を考慮し、「a 相当程度進展あり」とし、政策目標1-5の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>

3. 令和2年度の評定より低くなった目標

No.	目 標	評定結果		評定理由等
		2年度	3年度	
1	【政策目標3-1】 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>令和2年度においては、5つある施策の全てが「s 目標達成」であったため、評定は「S 目標達成」となりました。</p> <p>令和3年度においては、施策「政3-1-4 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制」に関する主要な測定指標「入札の結果発表を当日所定の時刻に行った割合（目標値：100%）」について、予定時刻より早く公表した事例（1件）や誤った数値で公表した事例（1件）が発生したことにより、実績値が99.2%と目標値を下回ったため、評定を「a 相当程度進展あり」とし、政策目標3-1の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>
2	【政策目標11-1】 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	S 目標達成	A 相当程度進展あり	<p>令和2年度においては、2つある施策の全てが「s 目標達成」であったため、評定は「S 目標達成」となりました。</p> <p>令和3年度においては、施策「政11-1-1 たばこ事業の適切な運営と管理・監督」に関する主要な測定指標「製造たばこ小売販売業の許可に係る標準処理期間達成率（目標値：99.5%以上）」について、申請を受理した日の属する月の末日から原則2か月以内に処理するよう努めているところ、処理に慎重な検討を要する申請があったことにより、実績値が99.1%と目標値を下回ったため、評定を「a 相当程度進展あり」とし、政策目標11-1の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>

4. 令和2年度の評定を維持した目標

(1) やむを得ない事情を勘案して「S 目標達成」評定とした目標 ①

新型コロナの影響など、やむを得ない事情により目標未達成となった測定指標については、評価マニュアルに基づき、目標値に対する実績値の達成状況のみによって評価するのではなく、目標・施策に沿って実施した事務の状況などを総合的に勘案し、評価を行っています。

No.	目標	評定結果		測定指標	目標	実績	やむを得ない事情等
		2年度	3年度				
1	【政策目標3-3】 庁舎及び宿舎を含む 国有財産の適正な管 理・処分及び有効活用 と情報提供の充実	S 目標 達成	S 目標 達成	[主] [政3-3-4-A-1] 監査実施割合	100% (476件)	99.2% (472件)	<p>令和3年度においては、現地確認が困難となった財産について、現地確認を写真等に代えること、相手方へのヒアリングをWEB等で行うこととし、476件の現地監査を行う目標としていました。</p> <p>一方、監査の過程では、現地確認を写真等に代えることが困難な財産があり、こうした財産のうち8件は、新型コロナの拡大に伴うまん延防止等重点措置により令和3年度内に現地確認を行うことが困難となったため、監査実績は472件(注1)と目標を下回りました。</p> <p>しかしながら、上記8件については、令和3年度中に現地確認以外の監査作業は終了しており、現地確認についても令和4年5月頃に終える予定であったことから、達成度は「○」としました(注2)。</p> <p>以上のことから政策目標3-3の評定は2年度と同じ「S 目標達成」としました。</p> <p>(注1)実績(472件)には、目標に含まれていない4件(現地確認の結果、監査が必要となった財産等)が計上されています。</p> <p>(注2)現地確認は令和4年6月3日に終わっています。</p>

4. 令和2年度の評定を維持した目標

(1) やむを得ない事情を勘案して「S 目標達成」評定とした目標 ②

No.	目標	評定結果		測定指標	目標	実績	やむを得ない事情等
		2年度	3年度				
2	【政策目標3-4】 国庫金の効率的かつ 正確な管理	S 目標 達成	S 目標 達成	[主] [政3-4-1-A-1] 国内指定預金（一 般口）の平均残高	18.2兆円 以下	19.4兆円	令和3年度においては、国内指定預金（一般口）の平均残高の目標を、平成27年度～令和元年度実績の5か年平均である18.2兆円以下としておりましたが、令和2年度当初予算及び補正予算の繰越額の支出に加え、令和3年度新型コロナ対策予備費等の機動的な支出が見込まれており、その執行に万全を期すために、国庫内に資金を確保しておく必要がありました。 このため、実績値が19.4兆円となり、目標値には達しませんでした。新型コロナ対応も踏まえつつ、可能な限り残高抑制に努めたことから、達成度は「○」としました。 以上のことから政策目標3-4の評定は2年度と同じ「S 目標達成」としました。
3	【政策目標6-1】 外国為替市場の安定 並びにアジア地域を含 む国際金融システムの 安定に向けた制度強化 及びその適切な運用の 確保	S 目標 達成	S 目標 達成	[政6-1-4-A-2] 外国為替検査の実 施状況 (外国為替検査の 実施件数)	90件	85件	令和3年度においては、外国為替検査の実施件数の目標を90件としていましたが、実績は85件となり、目標を下回りました。これは3月に発生した福島県沖地震の影響により、急遽、検査を後倒ししたこと等によるものであり、未実施の5件について一部実施済であり、残りの検査も令和4年度の早い時期に実施する予定であることから、達成度は、「○」としました。 以上のことから政策目標6-1の評定は2年度と同じ「S 目標達成」としました。

4. 令和2年度の評定を維持した目標

(2) 理由を付して「A 相当程度進展あり」評定とした目標

以下の評価は、評価マニュアル「『b』とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、適切な理由を付した上で、『A』とすることができる。」との規定によっています。

目標	評定結果		施策	評定	評定理由等
	2年度	3年度			
【政策目標5-3】 関税等の適正な賦課及び徴収、 社会悪物品等の密輸阻止並びに 税関手続きにおける利用者利便 の向上	A 相当 程度 進展 あり	A 相当 程度 進展 あり	【政5-3-1】 関税などの適 正な賦課及び 徴収	a	<p>令和3年度においては、施策5-3-5「税関行政に関する情報提供の充実」について、主要な測定指標5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」アンケートによる、認知度の実績値が70.5%になるなど、目標値（86.8%）を下回ったことから目標達成度が「×」となり、評定を「b 進展が大きくない」としていません。</p> <p>これは、講演機会等を利用した「密輸取締り活動に関する認知度」アンケート（令和3年度）の実施に際して、例年より学生・生徒向けの講演会を積極的に実施したことから、事業者、一般旅客等と比べ税関業務への認知度が低い傾向にある学生・生徒の回答数が著しく増加したこと等が、要因と考えられます。</p> <p>一方で、施策5-3-1「関税などの適正な賦課及び徴収」をはじめとする、その他4つの施策については、貿易円滑化の推進と水際取り締まりの強化をより高いレベルで両立するため、税関手続きの改善、リスク管理手法の高度化などの施策を着実に進めているところです。</p> <p>本政策目標の評定にあたっては、施策5-3-5「税関行政に関する情報提供の充実」の一部の目標達成度のみが、政策目標5-3全体に影響を及ぼすことは適切ではなく、施策5-3-1「関税などの適正な賦課及び徴収」など、他の重要性の高い施策も含めて評価することが適切と考えられます。</p> <p>これらを踏まえ、「b 進展が大きくない」とされた施策が一部にとどまり、かつ、他の重要性の高い施策が「s 目標達成」又は「a 相当程度進展あり」であることを総合的に勘案し、当該政策目標の評定を「A 相当程度進展あり」としました。</p>
			【政5-3-2】 社会悪物品等 の密輸阻止	a	
			【政5-3-3】 税関手続きに おける利用者 利便の向上	a	
			【政5-3-4】 税関手続きシ ステムの機能 拡充及び利用 者利便の向上	s	
			【政5-3-5】 税関行政に関 する情報提供 の充実	b	

【参考1】 財務省におけるデジタル化の取組一覧 ①

※令和3年度政策評価書(案)より抜粋

1. 財政

財政に関するパンフレットについて、電子書籍など多様な媒体で配布・配信したほか、小中高生向けの特別授業である「財政教育プログラム」を実施しました。また、多数の大学や地方公共団体等に向いて説明会を実施したほか、令和3年度においては積極的にオンラインによる説明会も実施することで、国民の方々に「財政の現状」や「財政健全化に向けた取組」、「社会保障と税の一体改革」等について現状と課題を知っていただくことに努めました。(実施回数:237回)【政策目標1-1(施策1-1-2)】。

2. 税制

新型コロナウイルス感染症の影響により、一か所の会場に参加者を集め、講師を派遣する形の講演・説明会の開催が困難となる一方で、オンライン会議や講演資料に音声吹き込み、活用することで、税制に関する講演や説明会の機会を確保し、広報活動を積極的に実施しました。

国民一般に向けた広報活動としては、令和3年度では、例年作成しているパンフレット(「もっと知りたい税のこと」や「令和〇年度税制改正」)のほかに、税制改正の内容を初めて動画化し、財務省公式YouTubeチャンネルで公開しました【政策目標2-1(施策2-1-2)】。

3. 国債

海外投資家については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、オンラインを活用した海外投資家との個別面談を中心に、きめ細かい投資家ニーズ等の把握や情報提供を行いました【政策目標3-1(施策3-1-3)】。

国債関係の懇談会等は、昨年度に引き続き各会合を開催(オンライン開催等を含む)し、国債管理政策の企画及び立案の参考としたほか、施策の適時的確な市場への発信を行いました【政策目標3-1(施策3-1-4)】。

4. 国有財産

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を踏まえ、ポストコロナに向けた経済構造への転換・好循環の実現の観点から、①民間事業者による5G基地局整備を後押しするため、引き続き国有財産のリストの公表や財務局等に相談窓口を設置し、財産の提供を行うと共に、②事業者の要望のあった庁舎等を民間事業者によるサテライトオフィスの設置場所として提供しました【政策目標3-3(施策3-3-1)】。

5. 通貨

通貨制度を所管する一環として、CBDC(中央銀行デジタル通貨)について、実証実験を進めている日本銀行と連携しつつ、諸外国の動向を含め、様々な調査・検討を行いました【総合目標4(テーマ4-2)】。

6. 貿易

関税技術協力については、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年度はオンラインにより、アジア・アフリカ地域を中心に、60件の研修及びセミナーを実施しました【政策目標5-2(施策5-2-2)】。

ASEM(用語集参照)においては、先端技術を活用した効果的・効率的な水際取締りに関する取組を主導しました。新型コロナウイルス感染症によって物理的な人の移動が制限される中、共同活動国(インド、オランダ、ポーランド等)と共にオンラインにて活動を継続しており、アジア・欧州間の税関協力に中心的な役割を果たしました【政策目標5-2(施策5-2-2)】。

貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます【政策目標5-2(施策5-2-2)】。

【参考1】 財務省におけるデジタル化の取組一覧 ②

※令和3年度政策評価書(案)より抜粋

7. 税関手続

税関が保有するビッグデータ(輸出入申告等)をAIに学習・解析させ、輸入事後調査の立入先選定業務支援として活用し、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました【政策目標5-3(施策5-3-1)】。

税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート(税関検査場電子申告ゲート)等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました【政策目標5-3(施策5-3-3)】。

令和3年2月から、税関ホームページにおいて、「税関チャットボット」の利用を開始し、税関行政に関する情報提供の充実に取り組みました【政策目標5-3(施策5-3-3)】。

8. 国際政策

中央銀行デジタル通貨に関しては、「リテール中央銀行デジタル通貨(CBDC)に関する公共政策上の原則」に合意しました【政策目標6-1(施策6-1-2)】。

税関では、通関制度・税関手続の簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO(世界税関機構:用語集参照)等とも連携して、オンラインにより技術支援を実施しました。

財務総合政策研究所では、本年度も、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、オンライン形式で、開発途上国が抱える政策課題等に関するセミナーを提供しました。その際、講義内容の一部を変更する等の工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました。また、海外の研究機関と、オンラインを活用したワークショップを開催し、経済・財政政策等の分野での相互理解を深めました【政策目標6-2(施策6-2-4)】。

9. 地震再保険

地震保険制度等研究会を開催し、「南海トラフ地震臨時情報」に対する地震保険の対応や地震保険におけるデジタル化の取組などについて議論のとりまとめ(令和3年6月)を行いました【政策目標8-1(施策8-1-1)】。

地震保険検査の実施において、必要に応じてオンラインによるヒアリングを活用し、効果的・効率的な検査を実施しました【政策目標8-1(施策8-1-3)】。

10. その他

(1) 共済手続

デジタル庁等の関係省庁と連携を図り、共済手続の書面規制、押印、対面規制の見直しに適切に対応しました【政策目標9-1(施策9-1-2)】。

(2) たばこ事業

成人識別自販機については、令和3年4月開催の財政制度等審議会たばこ事業等分科会定価等部会において、マイナンバーカードが使用可能な特定の製品について、成人識別機能を有しているものとして了承されました【政策目標11-1(施策11-1-1)】。

【参考2】 評価基準（評価マニュアル抜粋）

総合目標・政策目標の評定

1 「S+ 目標超過達成」

施策の評定が「s+」又は「s」であり、かつ、一つ以上が「s+」

- (例) 施策① s+
 施策② s
 施策③ s

2 「S 目標達成」

施策の評定が全て「s」

- (例) 施策① s
 施策② s
 施策③ s

3 「A 相当程度進展あり」

施策の評定が全て「a」、又は「s」と「a」のみ

- (例) 施策① s
 施策② s
 施策③ a

4 「B 進展が大きくない」

施策の評定に「b」があり、かつ、「c」がない

- (例) 施策① s
 施策② a
 施策③ b

※ ただし、「b」とされた施策が一部にとどまり、かつ他の施策の重要性が高いような場合には、「評価の理由」欄で適切な理由を付した上で「A」とすることができる。

5 「C 目標に向かっていない」

施策の評定に「c」がある

- (例) 施策① s
 施策② a
 施策③ c

テーマ・施策の評定

1 「s+ 目標超過達成」

(①及び②をとともに満たす場合)

- ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがある。
 例：実績値が目標値の120%を超過している場合
 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。

2 「s 目標達成」

(①から③までの全てを満たす場合)

- ① 主要な測定指標の実績値に、目標値を大幅に上回っているものがない。
 ② 施策に係る測定指標の全てが「○」である。
 ③ 測定指標以外で「s 目標達成」と言い難い特段のネガティブな事情がない。

3 「a 相当程度進展あり」

(①及び②をとともに満たす場合)

- ① 施策に係る主要な測定指標が全て「○」、「□」(注1)又は「△」(注2)である。
 ② 施策に係る測定指標に一つでも「□」、「△」又は「×」(注3)があるか、全ての測定指標が「○」で上記2③の事情がある。

4 「b 進展が大きくない」

(①及び②をとともに満たす場合)

- ① 施策に係る主要な測定指標の一つでも「×」がある。
 ② 「c 目標に向かっていない」に該当しない。

5 「c 目標に向かっていない」

主要な測定指標の実績値が、目標値から大きく乖離している場合

(注)1 測定指標の「□」は総合目標において最終目標年限以外の評価対象年度末において進捗が順調である場合。

2 測定指標の「△」は、定量的測定指標においては、原則として、目標値と実績値の差が1%以下の場合、定性的測定指標においては、目標達成に近いが、達成したとまでは言えない場合とする。

3 実績値が目標値未達となった場合において、やむを得ない事情による外観上の未達成の場合には、「○」とした上で事情を説明する方法も認められる。